第五条第七項中「ガンマ・リスク」を「ガンマ・リスク相当額」に、「ベガ・リスク」を「ベガ・リスク相当額」に、「次の一号から三号まで」を「次の各号」に、「オプション取引」を「オプション取引等」に、「それぞれ一号から三号まで」を「当該各号」に改め、同項第二号中「残存期間等」を「残存期間及び表面利率」に改め、同条第十項の表を次のように改める。

有価証券等の区分			率（パーセント）
・新株予約権付社債券			同一の発行者が発行する株券について、第二条第六項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率。ただし、金融商品取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の社債券について、同表に掲げる区分に応じ、同表に定める率とすることができる。
・新株予約権証券			
・受益証券 ・外国カード・ローン債権信託受益権証書	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託	一・七〇
		公社債投資信託	五・三五
		その他	十六・〇〇
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託	三・四〇
		指定国で発行されたもの（短期公社債投資信託を除く。）	十六・〇〇
		その他	三十二・〇〇
・投資証券			十六・〇〇
・外国投資証券	指定国で発行されたもの		十六・〇〇
	その他		三十二・〇〇
・特定社債券 ・特定約束手形 ・貸付債権信託受益権 ・抵当証券 ・基本債権の証書 ・小口債権の証書 ・商品投資受益権の受益権証書 ・上記以外の金銭債権（有価証券を除く。）			百・〇〇
・その他の有価証券等			

第五条を第四条とする。

第六条第一項中「（地域を含む。以下同じ。）」を削り、「及び個別リスク相当額並びに第五項」を「並びに個別リスク相当額及び第五項」に改め、同項の表中「株価指数に係る派生商品については、」及び「派生商品（先物取引、オプション取引、スワップ取引等）については、」を削り、「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第五項に規定する場合における当該超える部分に相当するものを除く。

第六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

第六条第五項後段を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項の表中「残存期間等」を「残存期間」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同条第四項中「前項」を「前項第一号及び第二号イからハまで」に改め、同項第一号中「分類したものをいう。」の下に「及び表面利率」を加え、同号の表中「（残存期間等）」を「（残存期間）及び表面利率」に改め、同項第二号の表中「残存期間等」を「残存期間」に改め、同条第六項の表中「残存期間等六月以内」を「残存期間六月以下」に、「残存期間等六月超二十四月以内」を「残存期間六月超二十四月以下」に、「残存期間等が二十四月超」を「残存期間二十四月超」に改め、同条を第六条とする。

第八条第三項第四号中「近似していること等」を「近似していることその他の客観的な事情により」に改め、同条第四項中「場合においては」を「場合は」に改め、同条を第七条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第十二条第二項中「承認」を「承認の対象となる内部管理モデル」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十一条第一項」に改め、同項第三号中「第四条第四項」を「第三条第四項」に改め、同条第二項第五号中「以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第二項第九号」に改め、同項第一号中「t（t＜10）」を「t（t＜10）（営業日）」に、「ベガ・リスク、t＜10」を「ベガ・リスク（t＜10）（営業日）」に改め、同項第二号中「この項」を「この号及び第八号」に改め、同項第七号中「オプション取引」を「オプション取引等」に改め、同項第八号中「ただし」を「また」に改め、同条第四項中「第十二条第二項第二号」を「第十一条第二項第二号」に、「内部管理モデル」を「内部管理モデルについて同条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第十二条」を「第十一条第一項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　超過回数（第十条第二項本文に規定する超過回数をいう。次項及び第四項において同じ。）が四回以上となったとき。

第十五条第二項中「第十二条」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「行う場合には、」を「行う」に、「その後」を「当該届出後」に改め、同条第四項中「第十二条の承認を受けた金融商品取引業者における超過回数」を「超過回数」に、「第十二条」を「第十一条第一項」に改め、同条第五項中「第十一条第二項」を「第十一条第一項」に、「第十二条」を「第十一条第一項」に改め、同条第六項中「第一項に規定する」を「第一項の規定による」に、「第二項に規定する」を「第二項の規定による」に、「第三項に規定する書類の提出」を「第三項の規定による提出」に、「第十二条」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条を削る。

第十七条の見出しを「（取引先リスク相当額の算出）」に改め、同条第一項中「第三項に規定する」を「第三項に定める」に改め、同項第一号中「の上欄」、「同表の中欄に掲げる」及び「の下欄」を削り、「正の値」を「これらの正の値」に改め、「再構築コストの」の下に「額の」を加え、同号の表（注1）中「取引の欄に掲げる取引」の下に「（その他のコモディティ関連取引を除く。）」を、「該当しない」の下に「先物取引、」を加え、同表（注3）中「（金融商品取引清算機関」を「（清算機関等（金融商品取引清算機関及び商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。第三号の表（注6）において同じ。）をいう。以下同じ。）に、「金融商品取引清算機関」を「清算機関等」に、「参加者」を「精算参加者」に改め、同項第二号中「の上欄」を削り、同項第三号中「の上欄」及び「の下欄」を削り、同号の表（注1）中「控除する」を「除くことができる」に改め、同表（注3）中「除く」の下に「ことができる」を加え、同表（注4）